

戦前の「学問の自由」への弾圧 異論・多様性排除の教育へ

米田俊彦お茶の水女子大学教授・教育史学会代表理事



日本学術会議法に違反し、憲法で保障された「学問の自由」の重大な侵害である学術会議会員の任命拒否は、歴史の反省を無視した暴挙です。戦前の「学問の自由」への侵害が何をもたらしただか。米田俊彦お茶の水女子大学教授・教育史学会代表理事に聞きました。（若林明）

「学問の自由」への弾圧がその後の教育に大きな影響を与え、侵略戦争遂行のために個人の自由を否定し、異論・多様性を排除する教育が行われるようになったことは戦前の歴史から明らかです。

理念の再編成

「学問の自由」にかかわる代表的な歴史上の出来事として、1935年の天皇機関説事件があります。政府は、当時主流の学説であった天皇機関説を否定するために、国民全体に向けて『国体の本義』を37年に刊行します。『国体の本義』には、「我を捨て私を去り、ひたすら天皇に奉仕すること」が「我等国民の唯一の生きる道」などと書かれていました。それを受けて、同年の年末に教育審議会が設置され、教育理念の再編成が検討されます。

教育審議会は内閣が設置したもので、戦後改革時の教育刷新委員会、中曽根内閣時の臨時教育審議会（臨教審）と同じレベルの大変重要な機関です。

教育審議会の答申を受けて、41年に「国民学校令」公布、43年に「中等学校令」公布、「高等学校令」改正などが行われます。各学校令に新たに、「皇国の道に則（のっと）り」「錬成」を行うと教育の目的が明記されました。

教育内容が大きく変わりました。「錬成」というのは、知識の教育を相対化して身体と精神を鍛えるという性格のものです。

体育の授業では、集団的な鍛錬・武道が重視されました。「軍事教練」が強化される一方で、アメリカから来た球技的なスポーツは禁止になっていきます。

一般的な授業でいえば、知識を獲得し世の中に貢献していく時の目標が「皇国民」になることと定められたのです。教える内容や教わる側の心構えが、アジアを支配する、あるいは何らかの形で侵略戦争を遂行することに役に立つこととなりました。それこそが「国体」を顕現させることでしたし、「国体」の護持のために自己を犠牲にすることさえ強いられました。

分断への狙い

政府は、学術会議の任命拒否問題を学術会議のあり方の問題にすり替えています。自民党からは学術会議を「民営化」するべきだという声が上がっています。そこには、政府に異論を述べる学界を分断しようという狙いを感じます。

分断して、政治に都合がいい意見を述べてくれるところだけを尊重することになれば、大変危険なことです。

政治や行政がさまざまな政策上の意見を専門家に聞くという時に、聞く相手が政治や行政に忖度（そんたく）するような人たちであったり、何か見返りを期待するような人であっては、政治や政策の間違った方向への“暴走”を助長することになります。日本の原発政策などはそういう危険があったのではないのでしょうか。

必要なのは、公的な仕組みで、完全に自由な状態で、基本的に学問分野を網羅的にカバーし、公平にアカデミー（学問界）を代表する機関です。そこが一定の権威を持つことです。今の学術会議は基本的にはその方向でつくられ、運営されてきたと思っています。

よねだ・としひこ 1958年生まれ。専門は近・現代の教育史。主な著書は『近代日本中学校制度の確立 法制・教育機能・支持基盤の形成』『教育審議会の研究高等教育改革』『教育審議会の研究教育行財政改革』など。